

伊賀市庁舎整備事業の事業認定についての第1回三重県事業認定審議会の議事要旨

- (1) 委員の中から互選により四日市大学総合政策学部教授 小林慶太郎委員が会長に選任されました。

会長代理に坪井・中西法律事務所 弁護士 中西正洋委員、議事録署名委員に三重短期大学生生活科学科 准教授 小野寺一成委員と四日市大学総合政策学部 准教授 神長唯委員が会長から指名されました。

- (2) 県土整備部 水谷部長から会長に諮問書が手渡されました。

- (3) 会長の選任等は公開で行われましたが、その後の審議は、三重県情報公開条例第43条第2号に該当すると判断されたため、非公開で行うことが決定されました。

議事録については、三重県情報公開条例第7条第5号に該当すると判断されたため、審議が完了するまで非公開とすることが決定されました。

- (4) 事務局より伊賀市庁舎整備事業の事業認定についての説明がなされ、各委員から疑問点や意見について議論が行われました。

事業の認定に反対する意見書や公聴会での公述内容について、議論が行われました。

審議未了のため、次回に継続して審議することになりました。

次回の審議会は、三重県情報公開条例第43条第1号及び第2号に該当すると判断されたため、当初から非公開で開催することとなりました。